

社会保険 とちぎ

S H A K A I H O K E N T O C H I G I

2024.4

隔月発行

No. 742

CONTENTS

社会保険協会 P2・3・6

- 令和6年度のお知らせ 年会費納入のお願い
令和5年10月からスタートしたインボイス制度のご照会について
- 「施設利用会員証」発行のご案内
- 国立公園那須ロープウェイ利用割引券のご案内

協会けんぽ P4

- 生活習慣病予防健診「付加健診」対象年齢拡大のお知らせ

日本年金機構 P5

- 令和6年10月の短時間労働者の適用拡大について

今月の同封物

- 「令和6年度栃木県社会保険協会事業のご案内」
(P7に日帰り温泉入浴割引券 4枚あり)
- 年会費の納付書(払込取扱書)
- 口座振替の会員様には「協会年会費納入のご案内」



宇都宮タワー(宇都宮市)

令和6年度 栃木県社会保険協会からのお知らせ

- ・この機関紙「社会保険とちぎ」は年6回（偶数月）会員事業所様へお届けしています。
- ・社会保険制度に関して、日本年金機構年金事務所・全国健康保険協会から、厚生年金・国民年金・健康保険についての記事を提供いただき、最新の情報や周知したい内容を掲載いたします。
- ・また、当協会では会員事業所様の福利厚生と健康づくり事業を企画し、ご利用促進のための周知のご案内をいたします。
- ・福利厚生事業の施設利用割引券は機関紙掲載後、おもに先着順での交付を行っています。
- ・今回は機関紙の他に、今年度1年間の「事業のご案内」、年会費の「納付書」・口座振替に移行いただいた会員事業所様には「協会会費納入のご案内」を同封しています。
また、「事業のご案内」のP7には、全ての会員事業所様にご利用いただけるよう、「日帰り温泉入浴割引券」（4枚）がありますのできりとしてご利用ください。
- ・詳しい「日帰り温泉入浴割引券」のご利用や、被保険者10人（年会費4500円）以上の会員事業所様への追加交付については、「事業のご案内」P7P8をご覧ください。

年会費納入のお願い

昨年度から、足利銀行 窓口 での
お取り扱いが出来なくなりました

新年度にあたり、「年会費の納付書」を同封いたしましたので、最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行・栃木銀行の本・支店の窓口にお納付いただきますようお願いいたします。なお、払込み手数料は無料です。

昨年度から、足利銀行窓口でのお取り扱いは出来なくなりましたのでご了承ください。

なお、ATM・インターネットバンキング等から当協会の銀行口座へお振込いただける場合は、次の足利銀行・栃木銀行の口座をお願いいたします。振込手数料は会員事業所様負担になります。

口座名義：一般財団法人栃木県社会保険協会
足利銀行 一条町支店 普通 564518
栃木銀行 本店営業部 普通 4441581

口座振替にご賛同いただいた会員事業所様には、納付書に代わり「協会会費納入のご案内」を同封いたしましたので、年会費の金額をご確認ください。本年の引落日は、6月20日(木)となっております。

当協会では、健康保険・厚生年金保険適用事業所に勤務されております被保険者様とご家族皆様の健康と福利の増進に寄与するとともに、社会保険制度の普及と社会保険事業の円滑な運営に資することを目的として各種事業を行っています。事業を行う際の経費は、全て会員事業所様に納入いただく会費により運営しています。会員事業所様に有効にご活用いただけるよう事業運営をまいります。

令和5年10月からスタートしたインボイス制度のご照会について

当協会は会費のみで事業運営をしており、収益事業は行っていない「免税事務所」となっています。「会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行いません。

ご照会やご意見には、丁寧な対応を心がけておりますので、お気軽にお電話等をお寄せ
いただきたいと思います。本年度もよろしくご協力いたします。

「施設利用会員証」発行のご案内

当協会が会員になっています「一般財団法人全国社会保険協会連合会」では、全国の宿泊施設と優待利用契約を結んでおります。

会員事業所の皆様に、その施設を優待料金でご利用いただくためのカード式会員証が「施設利用会員証」です。職場の出張や家族での旅行などご利用ください。



有効期限：2023年4月1日～
2026年3月31日

優待情報 優待情報はホームページをご覧ください。

**ホームページ 会員専用パスワード
「2023」カードにも記載あり**

ホームページのトップページ下部の事業⑩をクリックいただき、このパスワードを入力してください。優待施設情報にアクセスできますので、詳細をご確認いただけます。

実際の申込みの時に必要な、施設別ユーザー名・ID・TEL等は、施設によりまちまちです。お手数ですが、利用したい施設に合わせてご確認のうえご利用ください。

申込資格 2024年度社会保険協会費を納入いただける（いただいた）事業所

施設利用会員証の有効期限 2026年3月31日まで（2023年4月から3年間有効）

申込枚数 「施設利用会員証」の枚数は、原則として1会員事業所様につき5枚 ※1人1枚の考え方ではなく、事業所の方々での共同利用ができます。
※昨年お申込みいただいた会員証は、昨年度から本年度・来年度まで有効です。

申込方法 ①下記の申込書に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送でお申し込みください。
②申込後、「施設利用会員証」を送付いたしますので、返信用封筒（84円切手貼付）に宛先（事業所又は申込者等）を明記の上、同封してください。

その他 ①「施設利用会員証」に事業所名を必ずご記入のうえご利用ください。
②利用対象者は、会員事業所の被保険者とそのご家族です。



**お申し込み
お問い合わせ**

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

お願い 返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとと同封してください

施設利用会員証申込書

コピー可

一般財団法人 栃木県社会保険協会 あて

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所				
事業所名称	㊦				
電話番号	担当者氏名				
申込枚数	枚		協会管理番号		
事業所整理記号	—				

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。例) 01-トヘソ
※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

協会けんぽからのお知らせ



生活習慣病予防健診「付加健診」の対象年齢が拡大されます

令和6年4月より、**付加健診**の対象年齢が、40歳から70歳までの5歳刻みに拡大されます。対象年齢の方は、付加健診をお申込みいただくことで、より充実した検査項目で受診いただくことができます。

令和5年度まで
付加健診対象年齢
40歳、50歳



令和6年度から
付加健診対象年齢
40歳、45歳、50歳、55歳、
60歳、65歳、70歳

※令和6年4月2日～令和7年4月1日の間に誕生日を迎えて上記年齢に達する方が対象です。また、誕生日の前でも令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）いつでも受診することができます。

付加健診とは？

生活習慣病予防健診の一般健診に追加できる健診です。節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の状態を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手掛かりとなる眼底検査といった、より詳細な検査内容となっております。

検査項目

- ◆尿沈渣顕微鏡検査
- ◆眼底検査

- ◆血液学的検査
- ◆肺機能検査

- ◆生化学的検査
- ◆腹部超音波検査

費用

自己負担額（最高）**7,971円**（一般健診 5,282円+付加健診 **2,689円**）

注意!! 付加健診は一般健診に追加して受診する健診のため、単独での受診はできません。



全国健康保険協会 栃木支部

協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

TEL 028-616-1691（代表）

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>


日本年金機構 からのお知らせ
従業員数100人以下の事業主の皆様 ~ご確認ください~

2024年10月から、短時間労働者の適用拡大の対象となる可能性があり、条件を満たすパート・アルバイトの方は、社会保険の加入が義務づけられます。

対象企業 2Stepでわかる新たな適用範囲
Step1
企業の規模

新たに対象となる企業は段階的に拡大されます。

従業員数の数え方

従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。

対象となる企業


従業員数は以下の
A+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」


Step2
新たな加入対象者の把握

新たな加入対象者は、
右の条件を全て満たす
パート・アルバイトの方です。

check 週の所定労働時間が
20時間以上

check 所定内賃金が
月額8.8万円以上
※基本給及び諸手当を指します。
ただし、残業代・賞与等は含みません。

check 2ヶ月を超える
雇用の見込みがある

check 学生ではない

社会保険の
あんしんを
働くみんなに!

適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



お問い合わせは、お近くの年金事務所まで

県内年金事務所の
電話番号

宇都宮西年金事務所 TEL. 028(622)4281
宇都宮東年金事務所 TEL. 028(683)3211
栃木年金事務所 TEL. 0282(22)4131
大田原年金事務所 TEL. 0287(22)6311
今市年金事務所 TEL. 0288(88)0082

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

(<https://www.nenkin.go.jp/>)

国立公園 那須ロープウェイ利用割引券のご案内

新緑の季節・5月の連休・夏休み・秋の紅葉と楽しい計画にご利用ください。ロープウェイから見る景色は360度のパノラマビュー！迫力ある噴煙と雄大な裾野をお楽しみください。天候の条件が揃うと雲海が見られることもあります。平地に比べると約10℃ほど温度差がありますので、夏でも羽織るものをお忘れなく。

申込資格

2024年度社会保険協会費を納入いただける（いただいた）事業所の被保険者及びそのご家族。

施設（場所）

那須ロープウェイ（関東自動車株式会社）
[那須郡那須町大字湯本字那須岳215]
TEL 0287-76-2449



有効期限

運行を開始しています。最終日は、2024年11月30日（土）までただし、天候により運休となる場合があります。

料金

	一般	往復[片道]	利用者負担金	往復[片道]
大人(中学生以上)	ロープウェイ料金	1,800円[1,200円]		800円[550円]
小人(3歳~小学生)		900円[600円]		300円[200円]



発行枚数

1,200枚 ※1事業所6枚までとなります。

申込期限

有効期限内。ただし先着順に発送し、発行枚数になり次第、締め切ります。

申込方法

- ①下記の申込書に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送でお申し込みください。
- ②利用割引券を送付いたしますので、返信用封筒(84円切手貼付)に宛先(事業所又は申込者等)を明記の上、同封してください。



お申し込みお問い合わせ

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

お願い

返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとに同封してください

コピー可

国立公園 那須ロープウェイ利用割引券申込書

一般財団法人栃木県社会保険協会 あて

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所		
事業所名称	㊦		
電話番号		担当者氏名	
事業所整理記号	—	協会管理番号	

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。例) 01-トヘソ
※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)	氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)
①	被保険者・家族	④	被保険者・家族
②	被保険者・家族	⑤	被保険者・家族
③	被保険者・家族	⑥	被保険者・家族

*お申し込みされる方、全員（1事業所6名まで）のお名前をご記入ください。

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。